

ID: 193

担当部署: 建設課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	八頭町公園条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第143号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 有料公園等を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 町長は、前項の許可をする場合において、有料公園等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日